

●香川県告示第188号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、高松港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和3年4月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定地域の範囲

地区名	区 域
朝日(8)	基点第1号から基点第4号までを順次結んだ線により囲まれた区域

2 基点の位置

第1号	四等三角点新町（北緯34度21分45.1805秒、東経134度03分48.1014秒）から100度11分31秒、603.89メートル、高松市朝日新町1番2地先の表示杭
第2号	基点第1号から94度20分37秒、37.81メートル、高松市朝日新町1番2地先の表示杭
第3号	基点第2号から184度16分53秒、231.87メートル、高松市朝日新町1番2の表示杭
第4号	基点第3号から274度19分44秒、37.75メートル、高松市朝日新町1番2の表示杭